

項番	照会内容	医療課回答
12	以下のとおり、回答をいただいたが、SARS-CoV-2抗原検査についても同様に考えて良いか。  (問) 医師が必要と判断した場合は、術前のスクリーニング検査であってもPCR検査を算定可能と考えて良いか (答) 患者に対して行う手術等の内容や周囲の感染状況等を踏まえ、医師が患者のために必要と判断して行った場合には、症状の有無にかかわらず、保険適用となる。	よい

<項番11の医療課回答「医学的に判断願いたい」の趣旨>

「臨時的な取扱い(その9(4/8付け))」において傷病名欄への「新型コロナウイルス感染症疑い」等の記載が算定要件となっていないことを踏まえ、必ずしも当該傷病名の記載がない場合であっても、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者であることが医学的に判断できれば、院内トリアージ実施料の算定は認められるという趣旨と考える。

過去、厚生労働省保険局医療課から回答のあった疑義照会のうち、今般回答の補足があった疑義照会(項番についてはこれまでに連絡した回答の通番)

項番	照会内容	医療課回答
31	令和2年5月15日付け厚生労働省事務連絡「疑義解釈資料の送付について(その12)」に加え、医師が必要と判断した場合の術前のスクリーニング検査の取扱いについて示されたが、医科歯科併設等の保険医療機関において、当該医療機関の医師がPCR検査を必要と判断し実施した場合の歯科における取扱いについていかがか。	<p>※事務連絡(基金本部)発出日 令和2年6月12日(新規) <u>令和2年7月21日(補足)</u></p> <p>医師が診察を行ったうえで必要であると判断して実施したPCR検査については、当該医師が診療報酬請求書(医科)で請求される<u>ものとするが、医科歯科併設病院において歯科診療により入院中の患者であって、同一の傷病又は互に関連のある傷病により医科と歯科において診療を行った場合は、診療報酬請求書(歯科・入院)による請求であっても差し支えない。</u> なお、当該医師の所属する医療機関が「<u>新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて</u>」(令和2年3月4日健感発0304第5号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき、都道府県等と行政検査の委託契約を締結している場合については、<u>公費負担の対象となる。</u></p>